



国際シンポジウム

先住権としての 川でサケを獲る権利

——イオル——
海と森と川に生きる先住民の集い

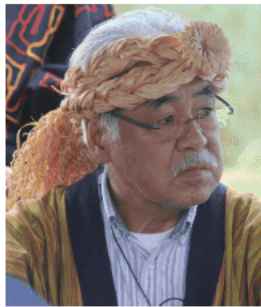
2023年5月26日^{Fri.}～28日^{Sun.}

開催地 北海道十勝郡浦幌町

主催 ラポロアイヌネイション

共催 北大開示文書研究会、北海道大学先住民・文化的多様性研究グローバルステーション

開催あいさつ（主催者・共催者）



差間正樹
Masaki SASHIMA

ラポロアイヌネイション会長

現在私たちはアイヌの先住権としてサケの捕獲権を認めるよう国と北海道を訴えております。しかし国も北海道も歴史的な事実を認めようとせず、サケの捕獲権は存在しないとしております。そこで私たちは既に先住権を獲得し、自然保護にも積極的な成果を生んでいる世界の先住民と研究者を浦幌町に招いて国際シンポジウムを開催することにしました。このシンポジウムにおいて私たちは先住権について学び、日本の皆様にも理解していただける機会になればと思います。今回お集まりの皆様には心よりの感謝を申し上げます。



加藤博文
Hirofumi KATOH

北海道大学先住民・文化的多様性研究グローバルステーション長
北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

北の大地を流れる川には多くのサケが遡上し、そこに住む人々はカムイの恵みに感謝して暮らしてきた。今、ラポロの人々が求めていることは、かつてのようにサケを捕り、その恵みに感謝を行うことである。今回のシンポジウムでは浦幌十勝川が太平洋へ注ぐラポロの地に世界各地の先住民族の代表が集う。彼らの何人かは自ら漁業に関わり、かつ権利回復に取り組んできた。皆、ラポロの人々の取り組みに共鳴し、このシンポジウムへの参加を表明している。

先住権をめぐる新たな議論がここから始まることを期待する。



清水裕二
Yuji SHIMIZU

北大開示文書研究会共同代表

日本国は近代国家をめざす明治維新以降、国策として徹底的にアイヌの権利を奪い、生活権や文化・言語・習慣にいたる全てを破壊つくし、150年間の歴史を自ら直視することなく植民地主義な政策が続行されてきました。今回の国際シンポジウムは、我々アイヌが先住権を取り戻すための大きな一歩となることに期待しつつ、世界各地からお越しいただく先住民の皆様の実験と叡智に大いに学びたいと思います。このシンポジウムが成功裡に開催・終焉することを祈念いたします。



殿平善彦
Yoshihiko TONOHIRA

北大開示文書研究会共同代表

アイヌの人たちが先住権としての遺骨返還に取り組んでから15年が経ちました。遺骨を取り戻したラポロアイヌネイションは2020年8月、サケの捕獲権を主張して国と道を提訴しました。

日本では先住民の権利についての理解が進まないため、世界の先住民が獲得した成果を学ぼうとラポロの皆さんは世界5か国の先住民を招きました。遠方から来られたゲストを歓迎し、日本の植民地主義を超えるために私たち和人も学びます。

国際シンポジウム

先住権としての 川でサケを獲る権利

海と森と川に生きる先住民の集い

シンポジウムのプログラム

5/27
Sat.

ご自由にご参加ください

国際シンポジウム 第1日目

会場：コスミックホール（浦幌町字本町100）
*JR 浦幌駅前

14:00～14:10 プレシンポジウム
歓迎儀式とフィールドワークの様子をスライド紹介

14:15～14:25 開会あいさつ ラポロアイヌネイション会長 差間正樹

———— PART I ゲスト講演

14:25～15:55 ●台湾原住民

The Dilemma of the Traditional Fishing and Hunting Lifestyles of Taiwan's Ami People

1 台湾のアミ族の伝統的な漁業と狩猟生活のジレンマ

Amos Lin アモス・リン【台湾】 林光義（漢名）

2 **Without the Ocean, There is no Ponso no Tao Island**

海なければ、蘭嶼（らんしょ）なし

Maraos マラオス【台湾】 瑪拉歐斯（漢名）

Indigenous Sovereignty over Natural Resource Rights in Taiwan : Review of Two Constitutional Court Decisions

3 台湾における天然資源に関する権利をめぐる原住民の主権

：憲法裁判所の2つの判決の再検討

Awi Mona アウェイ・モナ【台湾】 蔡志偉（漢名）

16:10～17:40 ●アボリジナルの人々

Katungal, Sea Country : Rights and Recognition

4 South Coast of New South Wales, Australia

5 海のカントリー、カトゥンガル：権利と承認

オーストラリア、ニューサウスウェールズ州のサウスコースト

Danny Chapman ダニー・チャップマン【オーストラリア】 NSWAL 議長

Kathryn Ridge キャサリン・リッジ【オーストラリア】 Lawyer 弁護士

17:40～18:25 ●北米インディアン

Federal Relationships with American Indian Tribes and Tribal Economic Development

6 アメリカのインディアン・トライブと連邦政府の関係性とトライブの経済的發展

Joe Watkins ジョー・ワトキンス【アメリカ】
Choctaw Nation of Oklahoma チョクトー族

18:25～18:30 司会アナウンス 〈1日目終了〉

19:30～21:30 **懇親立食パーティ**
※一般参加可能です (会費 2,000 円)

会場: コスミックホール

5/28
Sun.

ご自由にご参加ください

国際シンポジウム 第2日目

会場: コスミックホール (浦幌町字本町 100)
* JR 浦幌駅前

09:00～09:05 司会アナウンス

PART II ゲスト講演

09:05～10:25 ●ハイダ・グアイ

The Haida Nation and the Recognition of Indigenous Fishing Rights in Canada

7 ハイダ・ネーションとカナダにおける先住民族の漁業権の承認

Nang Jingwas Russ Jones ラス・ジョーンズ【カナダ】

10:25～11:45 ●サーミ

Deatnu salmon and Sámi salmon fishing culture in a crisis

8 危機的状況にあるデットヌ川 (Deatnu) サーモンとサーミの漁業文化

Skuvllaalbmá Áslat Niillas Áslat Sámiráđi Presideanta (サーミ名・肩書き)

Aslak Holmberg President of the Saami Council (英語名・肩書き)

アスラック・ホルンバルグ【フィンランド】 サーミ評議会議長

PART III 車座トーク 司会進行: 加藤博文

12:50～15:50 ～ラポロメンバーと海外ゲストの語り合い

15:50～16:10 質疑・応答 ※受付にて質問表を配布し事前回収します

16:10～16:20 シンポジウムのまとめ 北海道大学 GSI 代表 加藤博文

16:20～16:30 閉会あいさつ 主催者より

関連行事

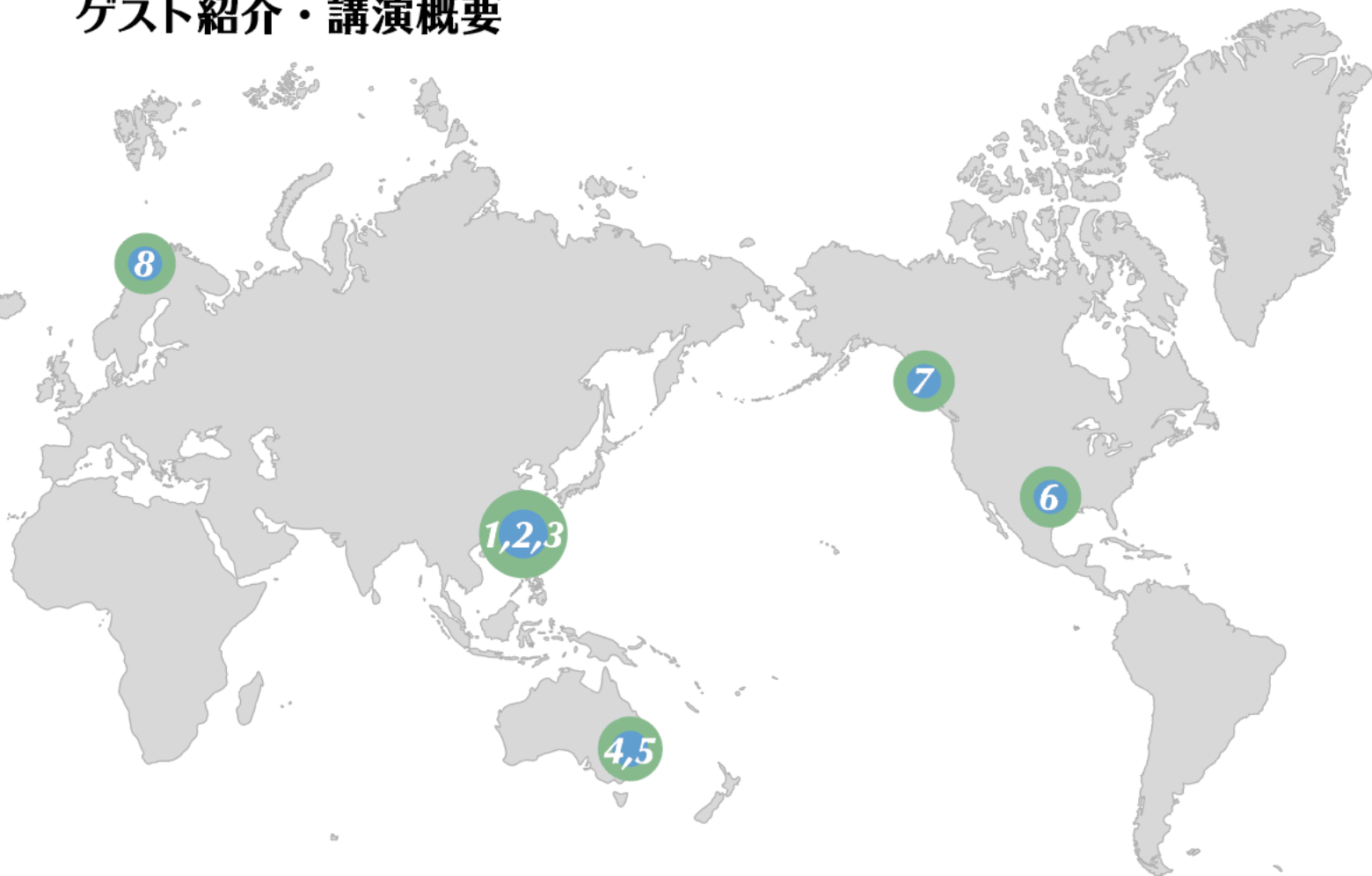
5/26 (金) 14:00

開会セレモニー 〈ラポロアイヌネイションによる歓迎のカムイノミ〉 会場: 浦幌町浜厚内生活館 (浦幌町字厚内 2-4-18)

5/27 (土) 午前

浦幌十勝川流域、チャシ跡などのフィールドワーク ※海外ゲスト限定です

ゲスト紹介・講演概要



Amos Lin (属名) 林光義 (漢名) アモス・リン【台湾】

私は1961年に、海と川のある東台湾の小さな村に生まれ、父と兄から漁を学びました。進学で地元を離れましたが、警察官として戻って、趣味の海釣りや伝統漁法を継承しようとしています。また、大学院で観光と原住民族文化の関係性について修士論文を書きました。退職後も漁を続ける傍ら、レクリエーションや農業も好きです。また、台湾原住民族の真の自治を促進するために、自治運動に参加して台湾第一民族党の党首を務めました。

1

The Dilemma of the Traditional Fishing and Hunting Lifestyles of Taiwan's Ami People 台湾のアミ族の伝統的な漁業と狩猟生活のジレンマ

台湾の原住民族は台湾に数千年前から住んでおり、台湾の主である。アミ族は東台湾に点在し、人口は約20万人である。従来は農業、漁業、狩猟で暮らしていたが、現在は若者のほとんどは都市で暮らしており、休暇や儀式の際に地元に戻り、短時間しか伝統的な生活を体験していない。

私は故郷で暮らしており、様々な困難を痛感している。国は2005年に「原住民族基本法」を可決したが、後継となる立法が十分とは言えない。言語と文化の保護は一定の進歩を遂げたものの、土地と自治の問題も進んだわけではない。一般人と公務員は、先住権についてまだ十分に理解していない。例えば、祭りの期間中にアミ族が銚や小舟を使って魚を捕るのは、法律でも許されているにもかかわらず、取締の対象になる。政府は「原住民族基本法」の精神を踏まえ、先住権を尊重すべきだと考える。

今回、私は北海道のアイヌの方々にアミ族の事例を紹介する。原住民族は最初にこの土地にたどり着いた民族として、この土地に精通していると言いたいのである。後に移住してきた人々と政府には私たちの尊厳を蔑(ないがしろ)にした政策を行う余地がない。私たちは永遠にこの土地に住んで生きていくのである。



Maraos (族名) 瑪拉歐斯 (漢名) マラオス【台湾】

プロフィール 私は「^{らんしょ}蘭嶼隊長」のマラオスです。

「蘭嶼」は政府がつけた名前ですが、元々は「ポンソ・ノ・タオ」(タオの島)でした。私は蘭嶼での放射性廃棄物処理場ができた時に生まれて、若い頃から反対運動を続けてきました。祖父と父から漁を教えられ、伝統に沿った小舟と一緒に漁に出たり、または潜って銚で魚を捕ったりすることが好きです。また、ジャーナリストとして「蘭嶼隊長」というフェイスブックを運営し、環境問題や伝統文化および先住権問題を発信し続けています。

2 Without the Ocean, There is no Ponso no Tao Island 海なければ、蘭嶼(らんしょ)なし

自然環境に対するタオ族の伝統的な哲学は、民族の生活のためだけではなく、生物多様性とサステナビリティにもつながっている。タオ族の漁は、季節が決まっている。毎年の2月から6月にかけて、トビウオを捕る季節である。期間中にはタブー、儀礼、祭り、歌、食器などの決まりがある。その中で、飲食に関するタブーは、食事だけではなく、漁にも制限をかけている。タオ族は魚を男性魚、女性魚と老人魚に分けている。臭みがない魚は子供を世話する女性に、生臭い魚は男性と老人にという決まりがある。そして、アナゴ、ウミヘビ、クジラ、カメ、サメ、ナマコ、カエルそして一部の魚は文化上、悪霊の使いになる恐れがあるとされ、捕ることも食べることも禁止されている。こうしたタブーによって乱獲を効果的に防いできた。

しかし、戦後の台湾政府は、戒厳令を敷いて我々の漁場を奪った。民主化以降の環境政策も、タオ族の伝統的な組織や知恵をうまく取り入れるどころか、タオ族との話し合いもせず土足でタオ族の伝統や暮らしに踏み込むものである。公権力を振り回すしか知らない公務員と、反発するタオ族との関係は緊迫している。タオ族が検挙されることはよくある。



Awi Mona (族名) アウェイ・モナ【台湾】 蔡志偉 (漢名)

台湾原住民セディック族出身の法学者・活動家。国立東華大学法学部准教授・学部長(原住民法)。台湾法律扶助財団原住民法務センター所長。台湾原住民で初めて法学博士号を取得。台湾の地域社会と共に、原住民の権利運動に関する活動を幅広く行っている。主な研究領域は先住民法、国際人権法、文化及び教育法。台湾原住民の法的問題についても、数多くの論文を執筆している。

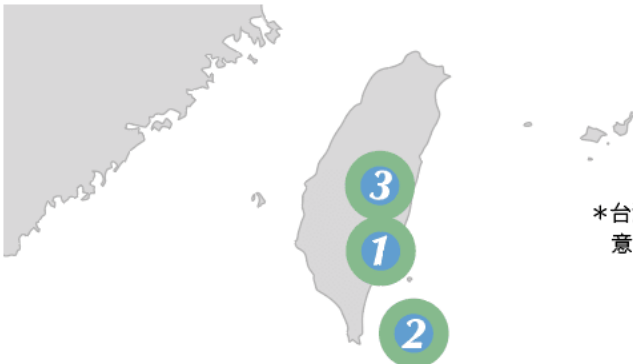
3 Indigenous Sovereignty over Natural Resource Rights in Taiwan : Review of Two Constitutional Court Decisions

台湾における天然資源に関する権利をめぐる原住民の主権：憲法裁判所の2つの判決の再検討

台湾は原住民の存在が国の管轄内で認められている3つのアジアの国の1つである。台湾の原住民は、領土や主権をいずれかの国に割譲したことはないと主張している。台湾の民主化に伴い、国は1997年に制定された憲法や憲法に基づいて制定された法律に含まれる法律上の先住性を通して先住民の自治の復活要求に対応した。

しかし、2つの裁判所判決を調べてみると、自由主義的な先住性が個人を保護する一方で、原住民の主権を一貫して弱体化させていることが分かった。憲法裁判所は、自律的な狩猟体制をつくるという原住民の要求を無視して、狩猟を制限する法律を支持した(2021)。同じく片親が原住民である子どもは、原住民の名前を使用しなければならないと規定した法律(反差別措置の恩恵を受けられる)の一部を無効にした(2022)。両判決は、原住民の生活に対する国による管理を強化する一方で、原住民が独自の法律に従ってこれらの問題を調整する主権を否定している。

批判的人種理論(CRT)は善意で策定された反差別促進の法律が、いかに先住民の主権を損なう可能性があるかを理解する助けになる。同時に、原住民復権の研究は、CRTがしばしば無視してきた、体系的な人種差別に向き合い、先住民の主権性を肯定することの重要性という側面を強調している。



*台湾では、先住民という漢字の表記では「すでに滅んでしまった民族」という意味になるため、台湾に昔から住んでいたという意味で「原住民」と呼んでいます



Danny Chapman
ダニー・チャップマン
【オーストラリア】
 / Chairperson NSWALC
 NSWALC 議長

ダニー・チャップマンは、先祖から受け継いだ土地に海域が含まれるユインネーションのワルブンジャのクランに属す。ベイトマンズベイで生まれ育ち、現在もこの地域に住む。土地権の申し立て、健康、教育、先住権や集団の権限について、様々な経験を持つ。これまで、サウスコーストとニューサウスウェールズ州の人々の代表として、国連や国際会議において、先住民族の人権や漁業権に関して権利推進活動を行ってきた。NSW Aboriginal Land Council <https://alc.org.au/>



Kathryn Ridge
キャサリン・リッジ
【オーストラリア】
 / Lawyer 弁護士

サウスコーストの先住民が漁業刑事告発を受けたとき、彼女は常に弁護を担当し、その全てに成功してきた。それによりアボリジナルの人々が先住権原による漁労をした場合には、漁業法違反による取り調べを免れるとの法改正がなされるにいたった。シドニー工科大学教養社会科学部の博士課程に所属し、これまでの植民地政府が自然資源(文化遺産、漁労、水域)に関するアボリジナルの人々の権利に与えた影響を研究している。

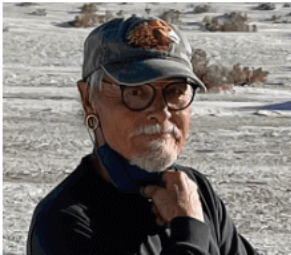
4 Katungal, Sea Country: Rights and Recognition South Coast of New South Wales, Australia

5 海のカントリー、カトゥンガル: 権利と承認 オーストラリア、ニューサウスウェールズ州のサウスコースト

サウスコーストのアボリジナルの諸集団は、太古からの独自の言語と文化で結ばれています。カトゥンガルは漁労を生業としアイデンティティの核とする沿岸の集団です。そのことを初期のオーストラリア植民地権力は理解・尊重しました。

彼らに固有の権利は、1992年のマボ判決が判示したように、先住権原 (native title) としてオーストラリアのコモン・ローによって承認・支持され得るものですが、コモン・ロー上の権利となっておりません。1993年の先住権原法は、先住権原に基づく権利を、州法を含むオーストラリアの法律との関連で調整します。両者間に矛盾があれば先住権原法が優先されます。

紛争が生じるようになったのは比較的最近です。生息地の改変と汚染および乱獲による魚介の減少が背景にあります。商業漁業者に制定法上の権利が多く与えられ、趣味の釣り人が増えたことが、カトゥンガルとの紛争を増加させています。州の対応は、アボリジナルの文化的漁労を犯罪として扱うことでした。アボリジナルの漁師は「違法な密漁者」として役人に取り締まれ、起訴されることになりました。サウスコースト・アボリジナル漁業権グループは、この文化の違法化に対抗するキャンペーンを展開しています。そして先住権原を具体的な権利とするために、集団代表訴訟に取り組んでいます。



Joe Watkins, Choctaw Nation of Oklahoma ジョー・ワトキンス【アメリカ】

アメリカ・オクラホマ州のチョクトー・ネイションのメンバー。子どもの頃には毎夏、南東オクラホマ州の家族の農場で、兄弟とともに、狩りや釣りをしたり、家族やチョクトー族の歴史の話を聞いたりして育つ。米国のグレートプレーンズ南部を主な関心の対象に、50年間以上、考古学研究に従事。現在は北海道大学先住民・文化多様性研究グローバル・ステーション客員教授(～2023年6月)。これまで、国や地域などの人類学学会や考古学学会で様々な役員を歴任し、直近では2019年～2021年に米国考古学会の会長をつとめた。

6 Federal Relationships with American Indian Tribes and Tribal Economic Development

アメリカのインディアン・トライブと連邦政府の関係性とトライブの経済的發展

アメリカ合衆国では、合衆国とトライブの間に結ばれた条約に基づき、アメリカのインディアン・トライブは国内で合衆国に依拠する国家(ネイションズ)として承認されている。つまり、合衆国との間に条約が結ばれたことが、トライブが国家として認められる法的概念を成立させたのである。最後に合衆国とトライブの間に条約が締結されたのは1871年だったが、現在連邦政府によって承認されているトライブは574あり、その内229がアラスカに所在し、アラスカ・ネイティブ・ヴィレッジやコーポレーションとして知られている。

それぞれのトライブの組織は独立しており、また限定的な主権および自己決定の権利行使により、トライブが持続的に機能するための司法、立法、行政の各機能、経済的開発、構成員のための社会福祉サービスを担っている。概ねこれらのトライブは連邦議会により資金提供される政府事業の恩恵もある程度享受しているが、議会が計上する金額はトライブの政府を運営するほど、十分ではない。そのため、資金を補充するのに、ほとんどのトライブが独自の経済開発プロジェクトを展開している。

オクラホマ州の南東部に位置するチョクトー・ネイションの事例を紹介する。チョクトー・ネイションは現在20万人以上のトライブのメンバーがいる。カジノ、レストラン、ガソリンスタンド、その他のトライブの事業を展開することを通じて、独自の病院、医療サービスおよび住宅事業の資金源を確立している。すべてのメンバーがリザーベーション内に居住しているものではなく、リザーベーション外のメンバーも一部のサービスを受けることができる。



Nang Jingwas Russ Jones ラス・ジョーンズ【カナダ】

Nang Jingwas Russ Jonesはハイダ・ネーションの世襲チーフであり、30年以上にわたり漁業・海洋分野に取り組んできました。2011年のハイダの海洋に関する伝統知識の調査、2015年のハイダ・グアイ海洋計画やニシン再生計画など多くの関連分野で重要な役割を果たし、太平洋サケ委員会の委員でもあります。ハイダの倫理と価値観、漁業共同管理、ニシン漁に対する権利主張、カナダにおける海洋問題の和解など、多様なテーマで論文執筆もしてきました。

7 The Haida Nation and the Recognition of Indigenous Fishing Rights in Canada ハイダ・ネーションとカナダにおける先住民族の漁業権の承認

ハイダの人々は、カナダ北西海岸に位置するハイダ・グアイ（「人々の島」）という島々を中心とする伝統的な領域に居住します。この島々は、サケ、オヒョウ、クロダラ、ダンジネスクラブ、マテガイ、ニシンなどの水産資源に恵まれています。

ハイダ・ネーションは、主流社会による植民地化と同化を生き延び、領土と海域に対するハイダの権利と権原の承認に向けた道のりを歩んできました。カナダにおける先住民族の漁業権は、1982年のカナダ憲法の改正と、先住民族の権利に関連する多くの判決を経て大きく前進してきました。ハイダ・ネーションとカナダは、魚を含む自然資源と土地に関する継続的な和解プロセスに取り組んでいます。

本発表では、植民地主義の不正義と、過去40年間におけるハイダの統治、自然資源へのアクセス、文化的実践の回復におけるハイダ・ネーションの進展を振り返ります。その取り組みには選挙に基づくハイダ・ネーション評議会の設立、ハイダ・ネーションの憲法策定、資源管理に関する非暴力的な行動、ハイダ・グアイに対する権原をめぐるハイダの人々が明確に証拠を持つ裁判のこれまでの判決を含めたハイダ・グアイに対する権原のための継続した裁判、段階的な合意を通じた水産資源へのアクセスに関する進展、地元の非先住民コミュニティやグループとの協働を含む土地・海洋利用計画の共同策定、ハイダの領域における保護エリアの継続的な設立と共同管理が含まれます。



Skuvllaalbmá Áslat Niillas Áslat (サーミ名) Aslak Holmberg (英語名) アスラック・ホルンバルグ【フィンランド】 / Sámiráđi Presideanta (サーミ語肩書) President of the Saami Council (英語肩書) サーミ評議会議長

サーミ評議会議長。漁師、教師であり、先住民学にて修士号取得。議長を務めるサーミ評議会は、サーミの最大かつ最古の国際組織で、人権、専門知識、環境政策などの分野で活動をしている。過去10年間、NGOやフィンランドのサーミ議会、活動家、学術界を通じてサーミや他先住民の問題に取り組んできた。先住民族の権利と専門的知見は、彼の様々な分野での活動の中核をなしている。

www.saamicouncil.net

8 Deatnu salmon and Sámi salmon fishing culture in a crisis 危機的状況にあるデットヌ川 (Deatnu) サーモンとサーミの漁業文化

Deatnu (サーミ：デットヌ川、フィンランド：テノ川、ノルウェー：タナ川) はヨーロッパ最大のアトランティックサーモンが生息する河川の一つで、かつては最も豊かな川でした。サーミ固有の河川文化にとってサケは生命線ですが、過去5年間、遡上するサケが非常に少なくなっていて、2023年には3年連続で夏期休漁を余儀なくされます。サーミはサケを守る必要がありますが、同時にサケと河川に対する自分たちの権利も守る必要があります。資源保全のために自分たちの権利を手放せば、これらは永遠に失われるかもしれません。釣りが出来なければ、伝統的な釣りの知識を伝達することはできません。文化、知識、権利、そして資源維持とのバランスをどう取るべきでしょうか。

本講演では、デットヌ川におけるサケの状況、サーミの漁業文化に関して、そしてフィンランドとノルウェーにおけるサーミに対する先住権の状況をお話し、サーミが勝利を収めた裁判の例も紹介します。

生態系が危機に瀕している今、サーミのサケ漁師であることは何を意味するのでしょうか。北極圏は極めて急速に変化しており、私たちがこの状況に適応する必要があります。重要生物種が崩壊しつつある状況で、何が持続可能だと言えるのでしょうか。

講演通訳者紹介

山之内悦子 YAMANOUCHI Etsuko

通訳者、講師。バンクーバー在住。ブリティッシュ・コロンビア大学修士課程で少数者問題を中心に学ぶ。萱野茂氏カナダ講演、二風谷フォーラム、先住民ユースキャンプなどの通訳を務める。著書『あきらめない映画：山形国際ドキュメンタリー映画祭の日々』ではドキュメンタリー映画を通して見たカナダ先住民の苦難の歴史について執筆。

岡崎享恭 Taka Okazaki

アオテアロア・アイヌモシリ交流プログラム事務局長。過去十数年、アイヌとマオリとの交流において、北海道や東京、ニュージーランドに同行し通訳を務める。また国内外の先住民族の会合において、アイヌと北米やその他地域の先住民族との交流や講演等の通訳を務めている。

ティーター ジェニファー Jennifer Teeter

アオテアロア・アイヌモシリ交流プログラム事務局。シカゴ出身、日本に22年間在住。過去十数年、アイヌとマオリとの交流において、北海道や東京、ニュージーランドに同行し通訳を務める。また国内外の先住民族の会合において、アイヌと北米やその他地域の先住民族との交流や講演等の通訳を務めている。

許仁碩 Hsu Jen-Shuo

北海道大学メディア・コミュニケーション研究院助教、東アジアの社会運動と国際的な連帯を研究している。フリージャーナリストとしてアイヌ民族も含めて日本の社会問題を中心に執筆している。台湾人権促進会(台湾)、北大開示文書研究会(日本)、東アジア市民ネットワーク(日本)で先住権問題に関わっている。

ディヴァン スクルマン Divan Suqluman

台湾基督長老教会牧師。原住民族ブヌン族。札幌市在住。日本キリスト教団北海教区宣教師としてアイヌ民族の権利回復のため16年活動。アイヌと台湾原住民との出会いや交流の機会を推進。ひとつひとつの出会いの機会を与えられて貴重な賜物を得ています。

石村明子 ISHIMURA Akiko

札幌市出身。中国語は趣味で学生時代から学習し、語学学習と仕事で中国本土(南部)に3年間在住。その後、仕事と留学で台湾・台北に10年間在住。留学中は台湾原住民族・タイヤル族の葬制を研究。2010年に帰国し、フリーランスで中国語通訳・翻訳に従事。仕事は台湾在住時のご縁を通じていただくことが多い。

ジェフ ゲーマン Jeffrey Gayman

日本に30年在住のアメリカ人。北海道大学メディア・コミュニケーション研究院及び教育学院教授。2007年から、アイヌの人々のサポートに従事。本国際シンポにおける通訳・翻訳チームのチームリーダー。

応援メッセージ



宇梶静江氏（詩人、古布絵作家）

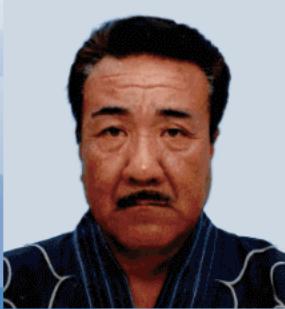
浦幌十勝川を見たとき、「なんと雄大でいい川だろう」と思いました。サーモンピープルに会うためにアメリカに行って、この川で先祖のようにサケを獲りたいと思うようになったラポロの皆さんの気持ちがよくわかります。先住権の運動を力強くすすめるラポロアイヌネイションを応援しています。

写真：映画「大地よ アイヌとして生きる」配給会社藤原書店より



沖津 翼氏（アオテアロア・アイヌモシリ交流プログラム実行委員会）

ラポロアイヌネイションとの出会いは 2019 年から始まりました。地元から盗掘された遺骨の返還を巡り地元の若者有志達と共に先祖を故郷に戻す遺骨返還のドキュメント映像に激しく心を打たれたのを思い出します。そして今、先祖達が所有していた漁労権の確認する裁判を行うまでに至りました。決して容易ではない険しい課題に挑む事は大変な勇気と決断が伴います。何があっても自分達を見失わず真っ直ぐに進んで行く事を心から期待しています。世界の仲間の経験から学び、自分達の糧にされる事を楽しみにしています。



笹村昭義氏（帯広アイヌ協会会長）

日本書紀に出てくる蝦夷地の有史以前より、この北の大地には大勢のアイヌ民族が定住し、その大河のほとりにいくつものコタンが形成されてきました。これは言うまでもなく主食であるカムイチュプ（サケ）が豊富に捕れたからです。民族の名前にもウイランケ（お互い協力して・獲物を捕る・所）のように、そこにカムイ（神）のもたらした豊かな資源があり、人や自然がともに共生する平和なコタンの社会を醸成していく、その願いを子供の名前に付けて次代に伝承してきた先人たちの思いと文化が伺い知れます。あのシャクシャインの戦争も元々は和人が砂金採掘で川を汚しサケが捕れなくなったことへの抗議が発端であることも忘れてはならないことです。

サケを獲る権利は、漁獲だけを目的にしたものではなく、その資源を持続可能にする意味で、水質保全や清らかな川を守るための森林保護、地球環境の保全へと社会の取り組みは広がっていきます。

国際シンポジウムの開催にあたり、食料文化や自然との共生がいかに人類にとって大切か、先住民の立場から広く社会に提議されていくことを期待いたします。



川村久恵氏（川村カ子トアイヌ記念館副館長）

鮭はアイヌの国土に暮らす人々と生き物たちを育み、多くの暮らしを支えてきました。カムイが創造した世界は森も山も海も川も美しく、そこから得られる自然の恵みは、今を生きる一部の誰かが独占すべきではなく、多くの生き物や未来の人たちと共有すべきものです。シンポジウムの成功と、北の大地の主であったアイヌの先住権が前進することを願っています。



萱野志朗氏（萱野茂二風谷アイヌ資料館館長）

ラポロアイヌネイションと北大開示文書研究会の共催による国際シンポジウム「先住権としての川でサケを獲る権利～海と森と川に生きる先住民の集い～」が、5月26～28日の予定で浦幌町で開催されると聞き、とても喜んでいると共に盛会をお祈り致します。現在、ラポロアイヌネイションは国を相手に「川でのサケ捕獲権の確認」を求めて戦っています。私もラポロアイヌネイションの主張に賛同し、一日も早く「川でのサケ捕獲権」が獲得できることを願っています。



テッサ・モーリス＝スズキ氏（オーストラリア国立大学名誉教授）

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（2007年）に、日本政府は賛成票を投じました。しかし同時に、集団的権利を認めないとする態度を、変更しませんでした。先祖代々アイヌモシリでコタンを拠点に、狩猟・漁撈を営んできた先住民族たちの生活権は、現在に至るまで、否定されているのです。

ラポロアイヌネイションによる今回のシンポジウムは、先住民族が本来有するはずの漁業権にかかわり、越境的な交流を拡大する画期的な集まりになる、とわたしは信じます。

The Japanese government voted in favor of the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (2007). Despite this, it has failed to give legal recognition to the collective rights of Japan's indigenous people, who, based in their kotan, have hunted and fished for generations in Ainu Moshir, but whose livelihood rights are denied even today.

I firmly believe that this symposium by the Raporo Ainu Nation will be an epoch-making gathering to expand cross-border exchanges related to the inalienable fishing rights of indigenous peoples.



アイヌの歴史とサケを獲る権利

アイヌの人々の祖先

アイヌの人々の祖先は先史時代から日本列島に暮らしていましたが、日本書紀（7～8世紀）に蝦夷（えみし）として記載されているのが最古の記録です。

北海道では7世紀頃に擦文文化の時代が始まります。この「文化」の担い手が、「オホーツク文化」の影響を受けながら、12、13世紀頃に物質文化としての「アイヌ文化」を形成したと考えられています。

アイヌの人々は、蝦夷ヶ島（えぞがしま／現北海道）や周辺の各地域に、「コタン」と呼ばれる集団として暮らしていました。独自の言語、口承文化を持ち、豊かな自然資源からその恵みを受けていたのです。

コタンは、サケが遡上（そじょう）する河川の流域や河口に多く存在し、それぞれが川や平原や森や沿岸の海も含む「イオル」と呼ばれる支配領域を持っていました。

それぞれのコタンには、外交、行政、司法をまとめ、神を祭る司祭も行う、「コタンコロクル」という「長」がいました。コタンはコタンコロクルを中心にした主権をもつ団体で、イオルにおける「独占的・排他的な採集・漁猟権」をもっていました。ほかのコタンのメンバーがイオルで漁をしてコタンの権利を侵害した時は処罰されます。ときにはコタン間で戦争になる場合もありました。

江戸時代のアイヌの人々

江戸時代になると、幕藩体制下、松前藩がアイヌとの独占交易権を得て、蝦夷ヶ島（えぞがしま／現北海道）を支配するようになりました。

松前藩は、渡島半島南部を「和人地」、それ以外を「蝦夷（えぞ）地」として区別しました。幕府・松前藩の支配が及んだのは「和人地」だけです。

幕府は、蝦夷（えぞ）地を「化外（けがい）の地」、アイヌの人々を「化外（けがい）の民（たみ）」と呼んでいました。幕府にとって蝦夷地やアイヌの人々は、支配が及ばない「外国」「外国人」だったのです。このため、幕府がアイヌの人々に対して税金を課したことはなく、人別帳（にんべつちょう）も作っていませんでした。

コタンは江戸時代を通じて、主権をもつ集団として、イオルと自然資源を保有し支配していたのです。

一方的に日本の領土に

1868年、日本は徳川幕府による支配から、王政復古し

た天皇による支配に代わりました。

翌年、明治政府は、蝦夷（えぞ）地を北海道と呼びあらため、「無主（むしゅ）の土地」であるという理由で一方的に日本の領土に組み込みました。

領土についての各コタンとの協議はなく、コタンの主権は無視されました。サケやシカなどの自然資源も明治政府の統制下におかれるようになったのです。

連邦政府がインディアン・トライブ（部族集団）と条約を締結しながら領土を拡大していったアメリカなどの世界の先住民の歴史と比べると、明治政府のやり方は無法そのものです。

さらに明治政府は、アイヌの人々に対してアイヌ語の使用を禁止し、伝統的な暮らしや風習も日本人と同じにするように強制していきました。同化政策が推進され、アイヌは「滅びゆく民族」とされたのです。このような状況は、第2次世界大戦が終了するまで続いていました。

民主主義と平等とアイヌ

第2次世界大戦後、日本に民主主義国家が樹立され、天皇の支配が終了しました。新憲法の制定によって、広く人権が保障されるようになり、アイヌは個人としては和人と等しく平等であり、和人と同様に権利を有するとされるようになりました。

しかし、かつて存在したアイヌコタンとしての集団の権利は憲法上明記されることはありませんでした。コタンの主権は回復されず、土地や自然資源への権利も否定されたままでした。

1980年代以降、中曽根元総理大臣が「日本は単一民族の国」と発言し、日本国政府はアイヌが先住民族であることを否定するようになりました。

先住権をもたない「先住民族」

2007年、国連は「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（UNDRIP）を採択し、先住権をはじめとする先住民族の権利の回復を求めました。日本はこの宣言の採択に賛成するとともに、2008年には、「アイヌを先住民族とすることを認める決議」が国会で採択されました。

さらに、2019年の「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）の制定によって、アイヌは法律上はじめて「先住民族」と認められました。

しかし、この法律は先住民族であるアイヌに当然に認められるべきである「先住権」を一切認めていません。

また、この法律は、アイヌの伝統文化の伝承と啓蒙・啓発に重点がっていますが、この点も、「和人にアイヌ文化を見てもらう」ための観光事業の推進となっていると批判されています。

政府は、「日本にはもはやかつてあったようなコタンは存在しない」という言い方で、アイヌの先住権を否定しています。しかし、そもそもアイヌの人々から土地と自然資源を奪ったのは日本国政府です。生活基盤を失った人々はコタンを離れざるを得なくなったのです。

アイヌの人々が現代の社会で豊かに暮らしていくことができるアイヌコタンの復活、再生、それが今一番求められていることです。

アイヌのくらしとサケ捕獲権

アイヌの人々はあらゆる生物を神（カムイ）とし独自の世界観、宗教観を持ち、多くの神話や物語りなどの口承文学を有するとともに、歌や踊りなどの文化を築きあげていました。言語は、和人とは全く異なる言語を使用していました。

サケは「神の魚」とされ、貴重な食糧源であると同時に重要な交易品にもなっていました。サケの調理方法は20を超え、サケの皮から靴や衣服も製作していました。サケはアイヌ文化の中心的存在でした。

しかし、政府は明治以降現在まで、北海道内の川でのサケ漁を一切禁止しています。和人もアイヌも一律に禁止され、アイヌコタンの漁猟権は否定されたままです。

サケの初漁を祝うアシリチェブノミを行うために、知事の許可を得て、わずかのサケを捕獲することは認められています（特別採捕）。しかし、それは伝統儀式の伝承目的に限られています。本来はアシリチェブノミの儀式をしたあとに川でサケ漁を始めるのですが、現在はこの儀式だけで終わらなければなりません。何のための儀式でしょうか。大きな矛盾です。

先住権は固有の権利

国連先住民族の権利宣言（UNDRIP）には、「先住民族が伝統的に所有し、占有し、使用し、取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する」（26条）ことが明記されています。これが「先住権」です。

北海道の各地のコタンがもっていたイオルでのサケや自然

資源への権利は、今もコタンの地で暮らす子孫たちが当然にもつ集団としての権利です。それは憲法や今の法律ができる前から存在していた「固有の権利」なので、明文がないからと否定することはできません。

私たちは、これまでの歴史に真摯に向き合い、歴史を正すべく、法制度を変えていく必要があります。



ラポロアイヌネイションとサケ捕獲権

浦幌十勝（うらほるとかち）川の下流域に暮らす「ラポロアイヌネイション」の人々は、アイヌコタンの権利として、川で自由にサケを捕獲することを求めています。

サケの恵みによって生きた先祖たち

十勝川の水系の流域の大正3遺跡で、1万4000年前の土器片が発掘されています。研究者らが土器に付着していた「おこげ」を分析した結果、遺跡において、サケなど海洋性の食料を煮炊きしていたことが明らかにされました。十勝平野に暮らしたアイヌの先人たちは、十勝川を遡（さかのぼ）ったサケなどを糧（かて）として暮らしと文化を築いていたと考えられます。

その営みは、アイヌの人々のチャシや住居跡を含む「十勝太遺跡群（とかちぶといせきぐん）」にも見ることができます。

ラポロアイヌネイションのメンバーの先祖は、浦幌十勝川（かつての十勝川）の河口流域に、愛牛（あいうし）コタン、十勝太（とかちぶと）コタンなどの複数のコタンを作り、川を遡上（そじょう）するサケなどの魚介類をとって生活していました。

19世紀以降、他のコタンと同様に浦幌十勝（うらほるとかち）川での漁猟も禁止されましたが、ラポロアイヌネイションのメンバーは、かつてコタンがあった土地を離れることなく、今も現在の浦幌町に居住し、主に海での定置網（ていぢあみ）漁などの漁業に従事して生活しています。

薄れゆく伝統と文化

かつてアイヌの人々は、アイヌの風習にしたがって、死者をコタンの墓地に埋葬し、埋葬後は墓地には近づかないようにしていました。イチャルパと呼ばれる先祖供養の儀式を

行っていました。

明治期以降の同化政策によってアイヌ語の使用を禁止され、伝統的な暮らしや風習も日本人と同じにするように強制されたため、夜、子どもたちが寝静まってから儀式を行ったアイヌの親もいたといえます。

コタンの末裔(まつえい)であるラポロアイヌネイションのメンバーたちも、自分がアイヌであることを知らないで育ちました。彼らが自らのアイデンティティに気づいたのは、先祖の遺骨返還がきっかけでした。

おかえりなさい 安らかに

1888年以降、東京大学、北海道大学などの研究者によって全道各地のアイヌの墓が暴かれ遺骨が持ち去られました。長い間、真相は不明でした。愛牛(あいうし)コタンの長老の古川さんは遺骨の返還を強く望みながら亡くなっていきました。

「研究者に持ち去られ標本とされていた先祖の遺骨をとり戻したい」という小川隆吉エカシたちの杵臼墓地の遺骨返還訴訟に続いて、ラポロアイヌネイションも3つの大学を相手に遺骨返還訴訟を起こしました。

2017年、北海道大学から95体の遺骨返還を受け、その後も東京大学や札幌医科大学、浦幌町立博物館から8体、合計103体の遺骨の返還を受けて再埋葬することができました。

やっと先祖に、「おかえりなさい。故郷の地で安らかにお眠りください」と言うことができたのです。

毎年、神に祈り、先祖を慰霊するために、カムイノミやイチャルパの儀式を行っています。アイヌ文化を知らなかった彼らが、今は先祖とのつながりを深く感じ、アイヌとしての自覚をもった行動をとるようになりました。

川で自由にサケを獲りたい

コタンの墓地で死者を慰霊するというコタンの権利の行使したラポロアイヌネイションが次に目指したのは、川でサケを獲る権利の回復です。

(川でのサケ漁は密漁であるため、夜、人目を忍んでのサケ漁で亡くなったアイヌの人の悲劇も少なくないそうです。)

アメリカに「サーモンピープル」と呼ばれる人々がいます。長い闘いの結果、サケを獲る権利を回復し、2つの巨大ダムの破壊によってサケが遡上できる川をとり戻した、北米ワシントン州のインディアン・トライブ(先住民族団体)の人々

です。

2017年の北米訪問によって、漁業権回復の闘いと成果について多くを学んだラポロアイヌネイションは、2020年、会の名称を「浦幌アイヌ協会」から「ラポロアイヌネイション」に改定。サケ捕獲権をはじめとする先住権の回復を目指すことを宣言しました。

そして、同年8月、国に対して、サケ捕獲権を求める訴訟を起こしました。日本で初めてのアイヌ先住権訴訟です。

サケを捕獲する権利を回復し、「地域のアイヌの人々が経済的に自立して生活できるようにしたい」と、ラポロアイヌネイションは考えています。

その活動は同時に、サケが遡上・産卵できる川とそれを支える森・平原・海の環境を保全する活動にもつながっていきます。

参考文献

【アイヌの歴史を学ぶ本】

「アイヌの歴史」 榎森進

(草風館2007)

「いま学ぶ アイヌ民族の歴史」 加藤博文他編

(山川出版2018)

【先住権を学ぶ本】

「イチから学ぶアイヌ先住権」 ラポロアイヌネイション、北大開示文書研究会

(かりん舎2023)

「アイヌの権利とは何か」 テッサ・モーリス=スズキ他

(かもがわ出版2020)

「アイヌの法的地位と国の不正義」 市川守弘

(寿郎社2019)

「サーモンピープル アイヌのサケ捕獲権回復をめざして」 ラポロアイヌネイション他

(かりん舎2021)

【ラポロアイヌネイション・サケ捕獲権訴訟を知るWEBサイト】

ラポロアイヌネイション：<http://raporo-ainu-nation.com/>

北大開示文書研究会：

<http://www.kaijiken.sakura.ne.jp/fishingrights/index.html>



十勝川と浦幌十勝川の河口部のMAPに見る アイヌの人々の祖先の暮らし

①浦幌町の主なコタンと遺骨発掘場所



②浦幌町内の遺跡 (資料提供：浦幌町立博物館)

浦幌町内の遺跡

浦幌町内には 58 カ所の遺跡があり、そのうち 34 カ所から縄文時代の土器や石器がみつかっています。浦幌町の縄文時代の遺跡の特徴は、縄文時代早期中頃 (約 9,000~8,000 年前) が多いことです。

本州以南で鎌倉時代といわれる中世のころ、アイヌ文化期が始まります。やがて 14 世紀以降になると「チャシ」(砦と訳されることが多い) が築かれるようになり、浦幌町内からも多数その跡が確認されています。縄文時代から続く人々の営みの流れの先に、今日のアイヌ民族の営みも続いています。

| 15,000年前 | 11,000年前 | 7,000年前 | 5,300年前 | 4,000年前 | 2,400年前/700年前 | 800年前 |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------------|-------|
| 旧石器 | 縄文 | 縄文 | 縄文 | 縄文 | 縄文 | 縄文 |
| | | | | | 弥生 | 古墳 |
| | | | | | 飛鳥 | 奈良 |
| | | | | | 平安 | 鎌倉 |
| | | | | | 続縄文 | 縄文 |
| | | | | | | アイヌ |



新刊情報

ラポロアイヌネイション&北大開示文書研究会 オンライン学習会2021-2023 [講演集]

『イチからわかるアイヌ先住権』

— アメリカ・北欧・オーストラリア・台湾の歴史と先進的な取り組みに学ぶ—

発行：ラポロアイヌネイション 北大開示文書研究会

発売：有限会社かりん舎 判型：A5判 224ページ(モノクロ) 定価：本体1000円+税

内容：オンライン講演 全7回

Chapter 1 イチからわかるアイヌ先住権

Chapter 2 歴史にみるアイヌ先住権 ——江戸時代の幕藩制国家とアイヌ民族——

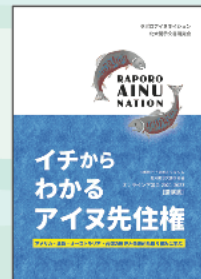
Chapter 3 アラスカ先住民族の権利と資源の活用

Chapter 4 アイヌ、インディアンとサケ

Chapter 5 北欧先住民族サーミに見る先住権：川と陸の資源と管理

Chapter 6 アボリジナルの人々の土地権と主権をめぐって

Chapter 7 台湾原住民族の先住権：森と海の資源利用を中心に



本シンポジウム会場
でも発売中!

関連行事

『ラポロアイヌネイション・ロビー展5/27～5/28』

コスミックホールにてシンポジウム2日間限定開催。

副葬品やラポロ作品(丸木舟、儀式用伝統民具)を公開します。

展示協力●浦幌町立博物館

浦幌町の魅力をご紹介します

北海道浦幌ガイド

<https://urahorokanko.jp>



本事業は多くのおみなさまのご支援・ご協力により運営いたします[敬称略]

後援●台北駐日経済文化代表処

協賛団体●浦幌町商工会、パタゴニア日本支社、日本森林生態系保護ネットワーク、カトリック札幌教区正義と平和協議会、日本基督教団北海教区、日本基督教団北海教区アイヌ民族情報センター、道北クリスチャンセンター、北海道クリスチャンセンター、NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」、コタンの会、十勝自然保護協会、NPO 法人みみをすますプロジェクト、網走アイヌ協会、アイヌサケ捕獲権確認請求事件弁護団、川村カ子トアイヌ記念館、一般社団法人自然の権利基金、日本環境法律家連盟 (JELF)、真宗大谷派北海道教区、日本カトリック正義と平和協議会、札幌地域労働組合、市民フォーラム十勝、森・川・海のアイヌ先住権研究プロジェクト、北海道宗教者平和協議会、静内アイヌ協会、一般社団法人メノコモシモン、大雪と石狩の自然を守る会、北海道アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会、帯広アイヌ協会、沖縄合同法律事務所、一般社団法人北海道自然保護協会、有限会社かりん舎、エンチュ協会、日本国民救援会北海道本部、浄土真宗本願寺派北海道教区教務所、週刊金曜日、日本聖公会北海道教区宣教活動推進部、一般社団法人 NARMAI モンゴル、日本宗教者平和協議会、少数民族懇談会、アオテアロア・アイヌモシリ交流プログラム実行委員会、自由法曹団北海道支部

賛同人●清末愛砂、宮内泰介、遠井朗子、Atuy、杉田聡、Tessa Morris-Suzuki、鄭炳浩、八重樫仁志、谷脇和仁、金井塚務、小泉雅弘、宇梶静江、木村真希子、黒田太士、平山裕人、植木哲也、上村英明、畑地雅之、高月勉、坂田美奈子、鶴澤加奈子、榎森進、小田博志、葛野次雄、神谷広道、常田益代、宇佐照代、小坂洋右、木村二三夫、小野有五、檜木貴美子、籠橋隆明、広瀬健一郎、沖津翼、忍関崇、石堂了正、石純姫、原島則夫、加藤裕、小川早苗、坂本工、加藤泰和、日笠和也、久保田真剛、豊田靖史、辰田真弥、生駒晃英、仙石裕子、島田あけみ、多原良子、田澤守、鈴木一、井上勝生、萱野志朗、亀田成春、栗原きよ子、米永明恵

クラウドファンディング3万円コース支援者●三石アイヌ協会 幌村 司

協力関係者●アテンド通訳チーム： Ashleigh Dollin、Jamie Mosel、Silja Ijas、Tatsiana Tsagel'nik、永井文也 ●翻訳チーム：ジェフ・ゲーマン、永井文也、小田博志、双木麻琴、岡崎享恭、アルパニース恵(メグ)、川井孝子、上村英明、加藤博文、ディヴァン・スクルマン、許仁碩(シュ・ジェンシュオ)、川合蘭、飯沼佐代子 ●資料提供：持田誠(浦幌町立博物館) ●アイヌ文様：廣川和子 ●レイアウトデザイン：佐藤裕子(佐藤デザイン室)

本シンポジウムはパタゴニア環境助成金プログラムの支援により開催します

patagonia



ラポロアイヌネイション <http://raporo-ainu-nation.com>



連絡先●〒077-0032 留萌市宮園町3-39-8 北大開示文書研究会内 国際シンポジウム事務局
電話・FAX 0164-43-0128 メール ororon38@hotmail.com

発行●2023年5月10日